

# 業務部速報

No. 62

発行 16. 1. 27

JR東労組 業務部

申10号

## 2015年3月ダイヤ改正を検証し、鉄道ネットワークの充実を求める申し入れ

2回目交渉

### 【上野東京ライン関係】

- 第6項 輸送障害時からの早期平復をはかるために、指令、各車両センター運用担当の連携を密にし、所属車両の戻しを考慮した運用を図ること。
- 第8項 231系、233系併合運用の検証結果を明らかにすること。また、国府津車セ所属と小山車セ所属の編成は組まないこと。

組合

- ・運用担当が車両を戻すために不眠不休で仕事をしている苦勞を認識すべき。
- ・異常時は直通運転がなくなり、車両の追跡が出来ない。
- ・国府津車セ所属と小山車セ所属の車両ダイヤが入替わりの運行が発生し、ダイヤ平復に時間がかかっている。

会社

- ・運用担当者は、深徹になり苦勞をおかけしている。
- ・車両の運用計画を1ヵ月ごとで作成していたが、3・4日単位で作成し直した。
- ・「編成追跡システム」を試使用として稼働し、車両の追跡が行えるようにした。

超勤増加!! 労働条件の悪化だ!!

新たな施策を実施したことで運用が乱れ、現場が苦勞すること自体が問題だ!! 問題を根本から見直すべきだ!!

- 第7項 スタンバイ予備の配置をやめ、運用担当者の計画を重視し、無理のない車両運用とすること。

スタンバイ予備の使用実績（月平均） 国府津車セ：4回 小山車セ：10回

組合

- ・スタンバイ予備の位置づけは。
- ・安定輸送の確保を基本に、各車セの裁量で柔軟に対応できるようにすること。

会社

- ・安定性を確保するための予備車であることが基本。
- ・支社と各車セの調整で、柔軟に行うことは出来る。

確認!!

- 第9項 仕業検査切れが発生した理由を明らかにすること。また、仕業検査切れを発生させない対策を講じること。

組合

- ・仕業検査切れの理由は。
- ・所属ではない車セに車両を取り入れても、仕業検査が出来ない理由は何か。

会社

- ・人身事故、台風、雪害である。
- ・車セによっては、パン点検台がない番線や、入区後の入換作業などの制約がある。

自然災害等で車両が追跡できず、仕業検査が出来ないまま運転している。サポートできる体制を確立するべきだ!!

所属車セに戻すことが基本!! 線区全体で仕業検査が出来る体制を検討する!! 確認!!

- 第10項 小山車両センターの車両検修能力の向上を図ること。また、高崎車両センターを活用すること。

組合

- ・高崎車セを活用し、線区の輸送品質を向上させるべきだ。
- 今後高崎車セを活用することを確認!!
- ・小山車セの車輪転削機の老朽取替を早急に行うべきだ。

会社

- ・高崎車セでは、安定輸送班が臨時で仕業検査を行っている。車輪転削はJET'Sが行っている。臨時作業も対応している。
- ・改善する優先順位は、経年やコストを考えて決めているが、優先順位は低くない。

取替えまでの時期や考え方などの計画を示し議論することを要請!!

働きがいを実感できるダイヤ改正を実現しよう!!